

無料個別相談日のご案内



商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	4月7日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・ 法律相談	4月8日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
労務相談	4月9日(木) 午後1時～4時	森啓治郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	
税務・ 経理相談	4月10日(金) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで・消費税率改正に伴う対応税務・経理等に関するあらゆる相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

* 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。
ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名：	テーマ名：
事業所名：	希望時間帯（1時間単位でお願いします）
住所：豊能町	：
電話番号：	～
今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。	

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp



協会けんぽからのお知らせ

平成27年4月分からの(5月納付分)から保険料率が変わります。

健康保険料率 10.06% ⇒ 10.04%

介護保険料率 1.72% ⇒ 1.58%

- * 40歳から64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- * 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、例年より1ヵ月遅れての4月分(5月納付分)からの適用となります。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための、政府が管掌する強制お保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

「パート」「アルバイト」「契約社員」「派遣労働者」等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上の雇用見込みがあること
 - ・ 1週間の所定労働時間(残業時間を含まない)が20時間以上であること
- 27年4月以降の雇用保険の料率は昨年度と同様です。

◎ 平成27年度の雇用料率

	② +③ 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担
一般の事業	13.5 / 1,000	5 / 1,000	8.5 / 1,000
建設の事業	16.5 / 1,000	6 / 1,000	10.5 / 1,000

あなたの事業を助成金で応援します。

小規模事業者持続化補助金補助金(2次募集)

展示会の出店に伴う費用、チラシ作成等PRに伴う費用の助成

受付締切 : 平成27年5月27日(水)

ものづくり・商業・サービス革新補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を行うための革新的な設備投資や

サービス・試作品の開発

受付締切 : 平成27年5月8日(水)

おおさか地域創造ファンド

地域資源を活用した新ビジネスを助成

受付締切 : 平成27年5月20日(水)

マル経融資(小規模事業者経営改善資金貸付)のご案内

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額 : 2,000万円
 返済期間 : 設備資金10年以内 運転資金7年以内
 利率 : 1.35% (3月31現在)

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

Tel.739-1647 Fax.739-2285

